

第53号議案

J R 芦屋駅改良工事等の施行に関する協定の締結について

次のとおり協定を締結することについて、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年6月8日提出

芦屋市長 山 中 健

記

- 1 協定の目的 J R 芦屋駅改良工事等の施行
- 2 協定の方法 随意契約
- 3 協定金額 金3,659,053,000円(市負担額)
- 4 協定の相手方 大阪市淀川区西中島5丁目4番20号
西日本旅客鉄道株式会社
大阪工事事務所長 谷 口 康 一

J R 芦屋駅改良工事等の施行に関する協定の締結について

<協定の概要>

- 1 平成29年6月15日付けで合意した「J R 芦屋駅改良工事等に関する基本合意書」に基づき、J R 芦屋駅改良工事等の施行に関する協定を締結する。
- 2 工事の費用及び負担は下表のとおりとする。

	金額
芦屋市	3,659,053,000円
西日本旅客鉄道株式会社	572,601,000円
総額	4,231,654,000円

- 3 各年度の工事の施行にあたり、別途年度毎に工事施行に関する年度協定を締結し、各年度の工事費は、年度末において精算する。
- 4 芦屋市と西日本旅客鉄道株式会社は、工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行にあたり、相互に公平性と透明性の確保に努める。
- 5 工事のしゅん功後、道路敷として必要となる用地について芦屋市は西日本旅客鉄道株式会社から有償で譲り受けるものとし、詳細については別途協議を行う。

<工 事 の 概 要>

1 工事の位置 芦屋市業平町，上宮川町，船戸町及び大原町地内

2 工事の期間 平成30年度から平成35年度まで

3 工事の内容

(1) 鉄道施設

ア 支障移転

(ア) 柵外通路

(イ) 付帯設備等（電気・通信・機械等）

イ 駅改良

(ア) 柵内エスカレーター 4基

(イ) 駅舎内外装再整備

(ウ) 付帯設備等（電気・通信・機械等）

(2) 都市施設

ア 柵外エレベーター移設 1基

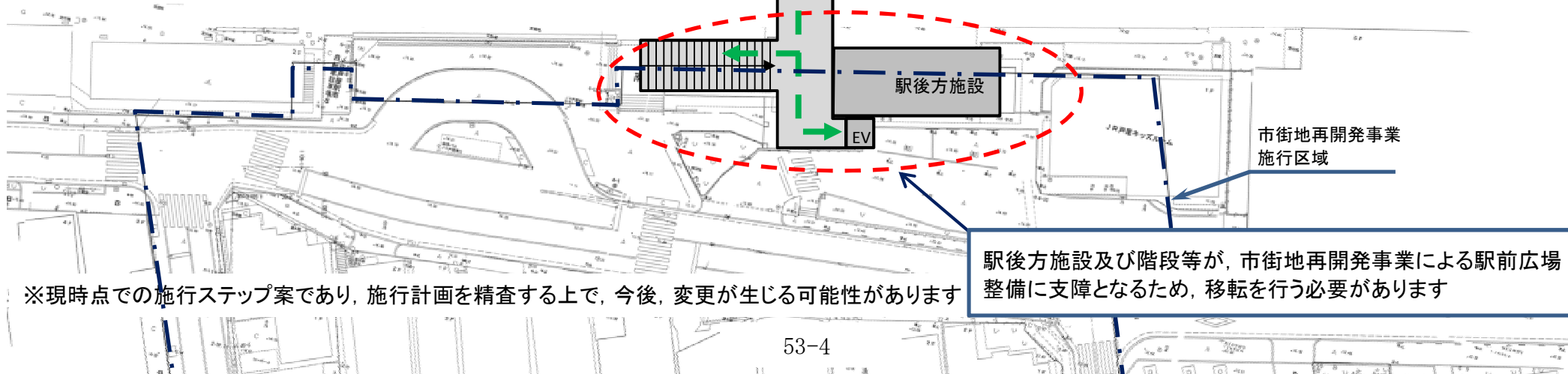
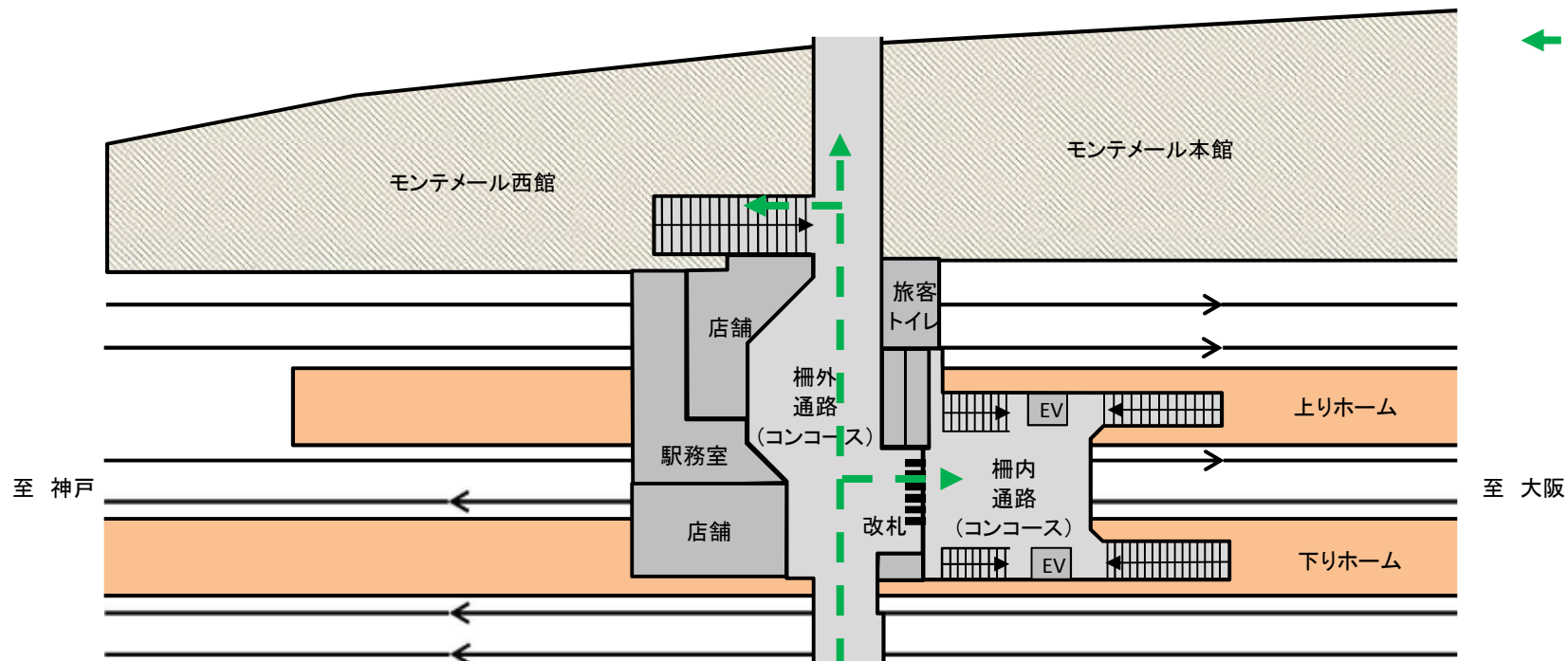
イ 柵外エスカレーター整備 4基

ウ 付帯設備等（電気・通信・機械等）

現 況



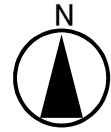
← 歩行者動線



※現時点での施行ステップ案であり、施行計画を精査する上で、今後、変更が生じる可能性があります

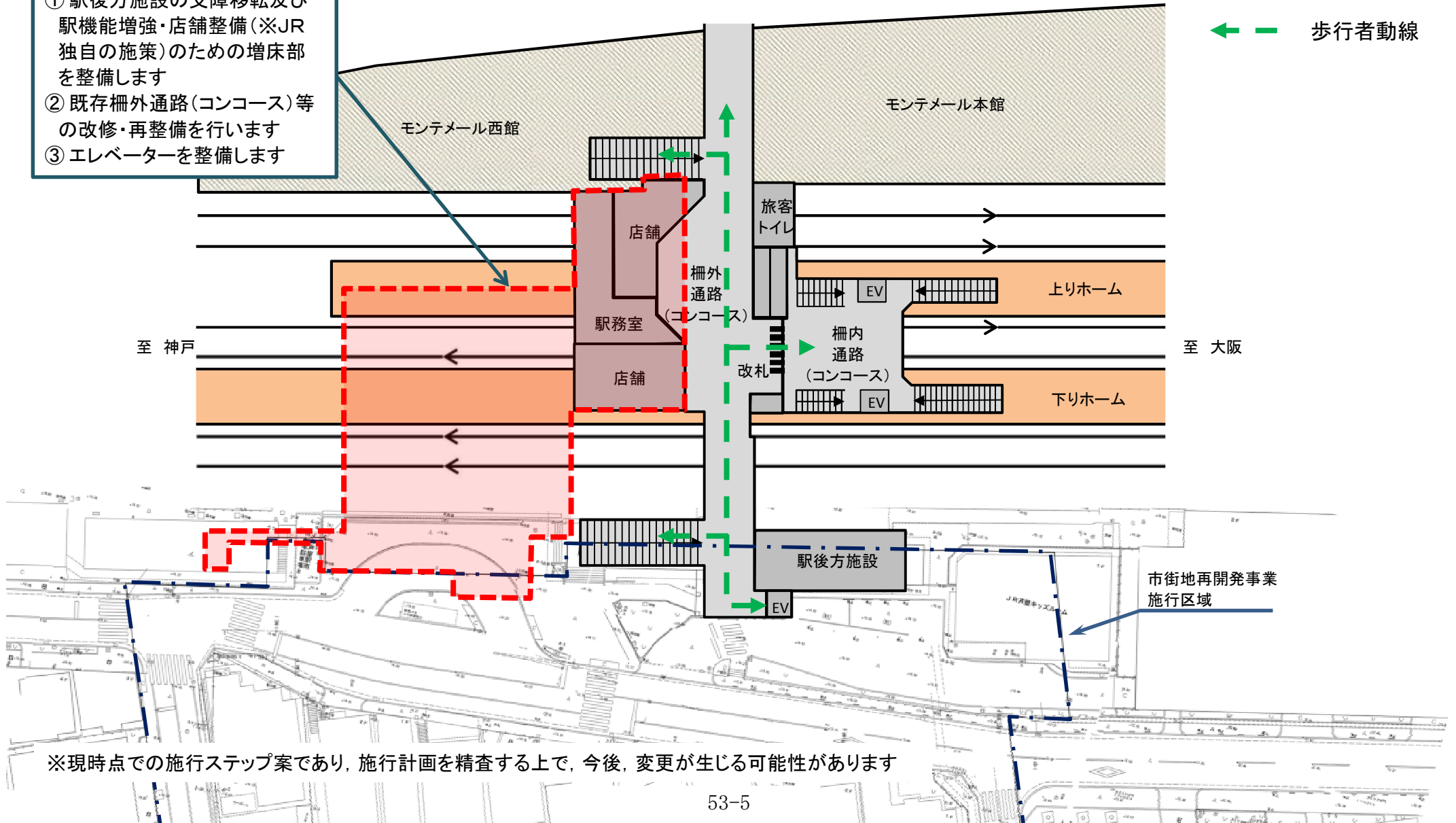
ステップ1

- ・増床部分の整備
- ・既存柵外通路(コンコース)の改修 等



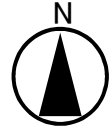
← 歩行者動線

- ① 駅後方施設の支障移転及び駅機能増強・店舗整備(※JR独自の施策)のための増床部を整備します
- ② 既存柵外通路(コンコース)等の改修・再整備を行います
- ③ エレベーターを整備します



※現時点での施行ステップ案であり、施行計画を精査する上で、今後、変更が生じる可能性があります

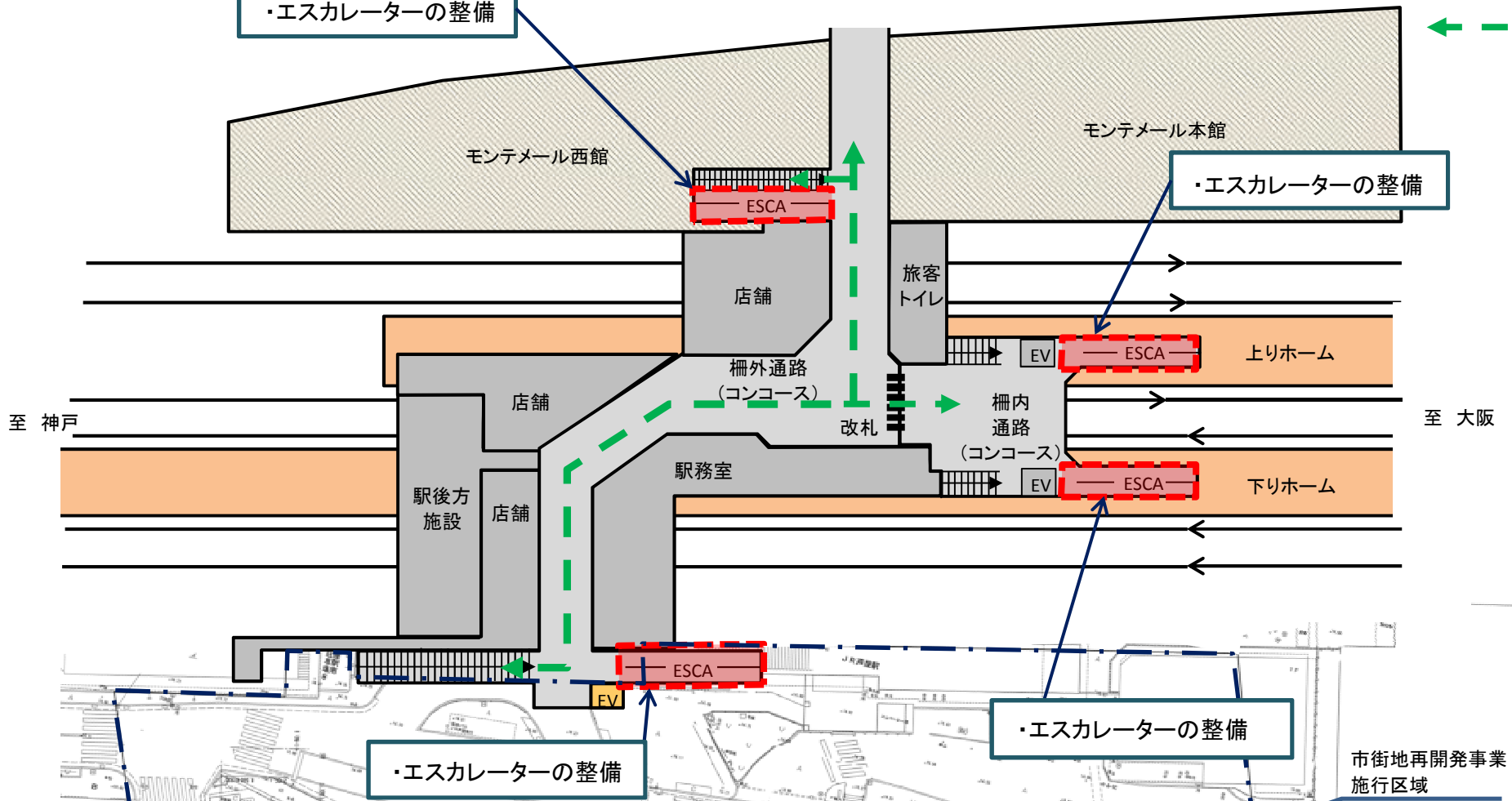
ステップ3



・エスカレーターの整備

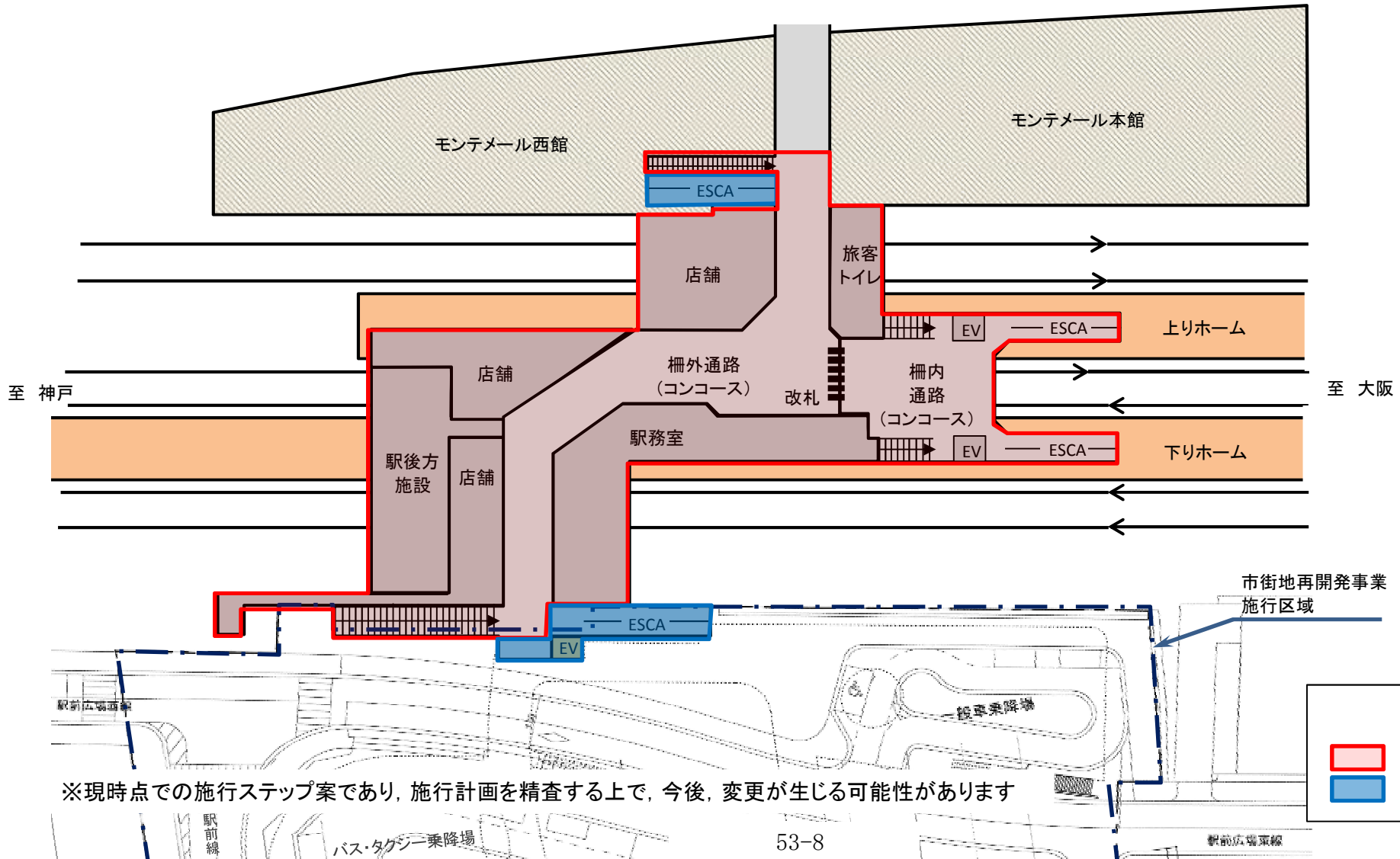
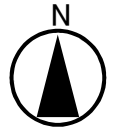
・エスカレーターの整備

← 歩行者動線



※現時点での施行ステップ案であり、施行計画を精査する上で、今後、変更が生じる可能性があります

工事完了



※現時点での施行ステップ案であり、施行計画を精査する上で、今後、変更が生じる可能性があります

- 凡例
- : 鉄道施設
 - : 都市施設

J R 芦屋駅改良工事等の施行に関する協定書

芦屋市（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、平成 29 年 6 月 15 日付けで合意した J R 芦屋駅改良工事等に関する基本合意書第 7 条に基づき、J R 芦屋駅改良工事等（以下「工事」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（相互協力）

第 1 条 甲及び乙は、工事の施行を円滑かつ効率的に進めるため、相互に協力するものとする。

（工事の位置、内容及び工程）

第 2 条 工事の位置、内容及び工程は、別紙 1 位置図、別紙 2 事業内容、別紙 3 工程表のとおりとする。

（工事の施行）

第 3 条 工事は次の区分により、乙が施行及び代行発注をするものとする。

乙の施行 鉄道施設

支障移転（柵外通路及び付帯設備等）

駅改良（駅舎内外装再整備、柵内エスカレーター及び付帯設備等）

都市施設工事支障移転（柵外階段改築及び付帯設備等）

乙の代行発注 都市施設

柵外エレベーター、柵外エスカレーター及び付帯設備等

（工事の費用及び負担）

第 4 条 工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、別紙 4 工事費概算額調書のとおり、総額概算 4, 231, 654 千円（内消費税及び地方消費税相当額 26, 566 千円）とし、甲が 3, 659, 053 千円（内消費税及び地方消費税相当額 26, 566 千円）、乙が 572, 601 千円をそれぞれ負担する。

（工事費の支払）

第 5 条 甲は、前条の工事費を別途乙が発行する支払請求書により支払うものとし、その時期・方法については、別途甲・乙協議するものとする。

（公正性と透明性の確保）

第 6 条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行にあたり、相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、工事の促進を図るものとする。

(年度協定の締結)

第7条 甲及び乙は、各年度の工事の施行に当たり、別途年度毎に工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結に当たり、工事の継続に支障のないよう努めるものとする。

3 乙は、第1項の年度協定の締結に係る権限を大阪工事事務所新大阪建築工事所長に委任するものとする。

(設計変更等)

第8条 工事の設計を著しく変更しようとする場合、又は物価労賃の変動等により、工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめその内容を確認し、甲・乙協議のうえ処理するものとする。

(工事費の精算)

第9条 乙は、工事しゅん功後速やかに甲の確認を得て工事費を精算するものとする。

2 乙は、各年度の工事費については、年度末において甲の確認を得て精算するものとする。

(施設の帰属及び保守管理)

第10条 工事しゅん功後の財産の帰属及び保守管理は次のとおりとする。

都市施設 甲

鉄道施設 乙

2 工事しゅん功後の財産の保守管理については、甲は乙の近畿統括本部長と別途協議のうえ、保守管理に関する協定を締結するものとする。

(撤廃物等の処理)

第11条 工事の結果発生する撤廃物は、そのものにつき管理していた側のものとする。

2 工事の施行上購入し、又は設置した物件で、工事しゅん功後残存するものについては、甲・乙協議のうえ、処理するものとする。また、処分するものにあたっては、乙が処分の上、その価格は工事費により第9条の精算の際に処理するものとする。

(土地の処理)

第12条 工事に伴い、工事しゅん功後、道路敷として必要となる乙の用地(別紙5用地処理概要図)については、甲は乙から有償で譲り受けるものとし、詳細については別途協議するものとする。

2 甲は、乙の用地(別紙6用地処理概要図)を、施設存続中、無償で使用できるものとする。

3 工事施行のため、甲・乙が相互に必要とする相手方の土地については、この協定締結と同時に相互無償使用できるものとする。

(行政上の手続)

第13条 工事の施行に必要となる行政上の手続については、甲・乙協議して処理するものとする。

(苦情の処理)

第14条 工事施行に伴う第三者からの苦情等の処理については、甲・乙協議して処理するものとする。

(損害の負担)

第15条 工事施行に起因して生じた損害は、甲・乙協議して処理するものとする。

(その他)

第16条 前各条に定めのない事項、又はこの協定に疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議のうえ、処理するものとする。

以上、協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 芦屋市精道町7番6号

芦屋市長

山中 健

乙 大阪市淀川区西中島5丁目4番20号

西日本旅客鉄道株式会社

大阪工事事務所長

谷口 康



位置図

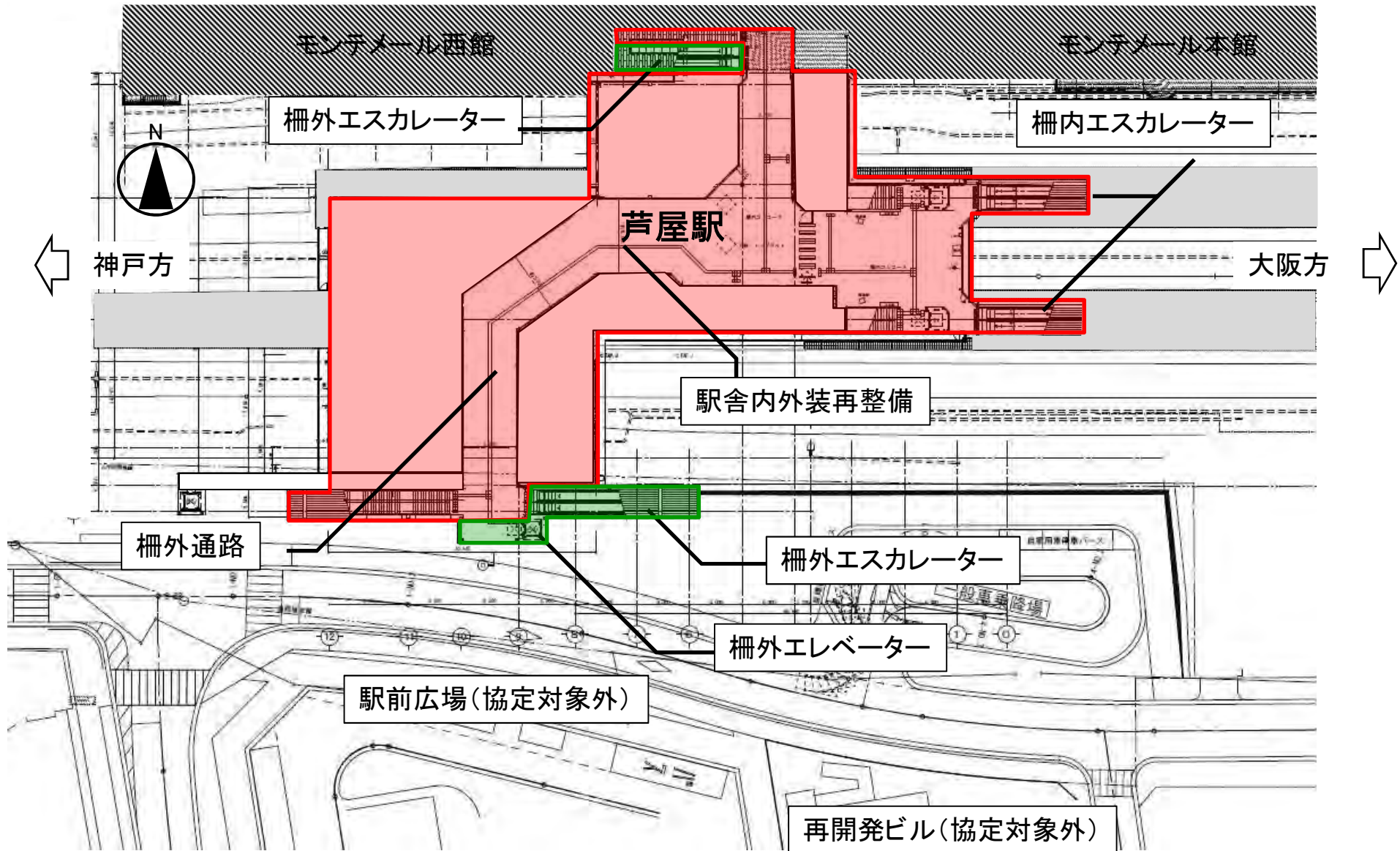
別紙1

工事位置

大阪方

神戸方





※この図は協定書締結時のものであり、詳細設計等により変更する場合があります

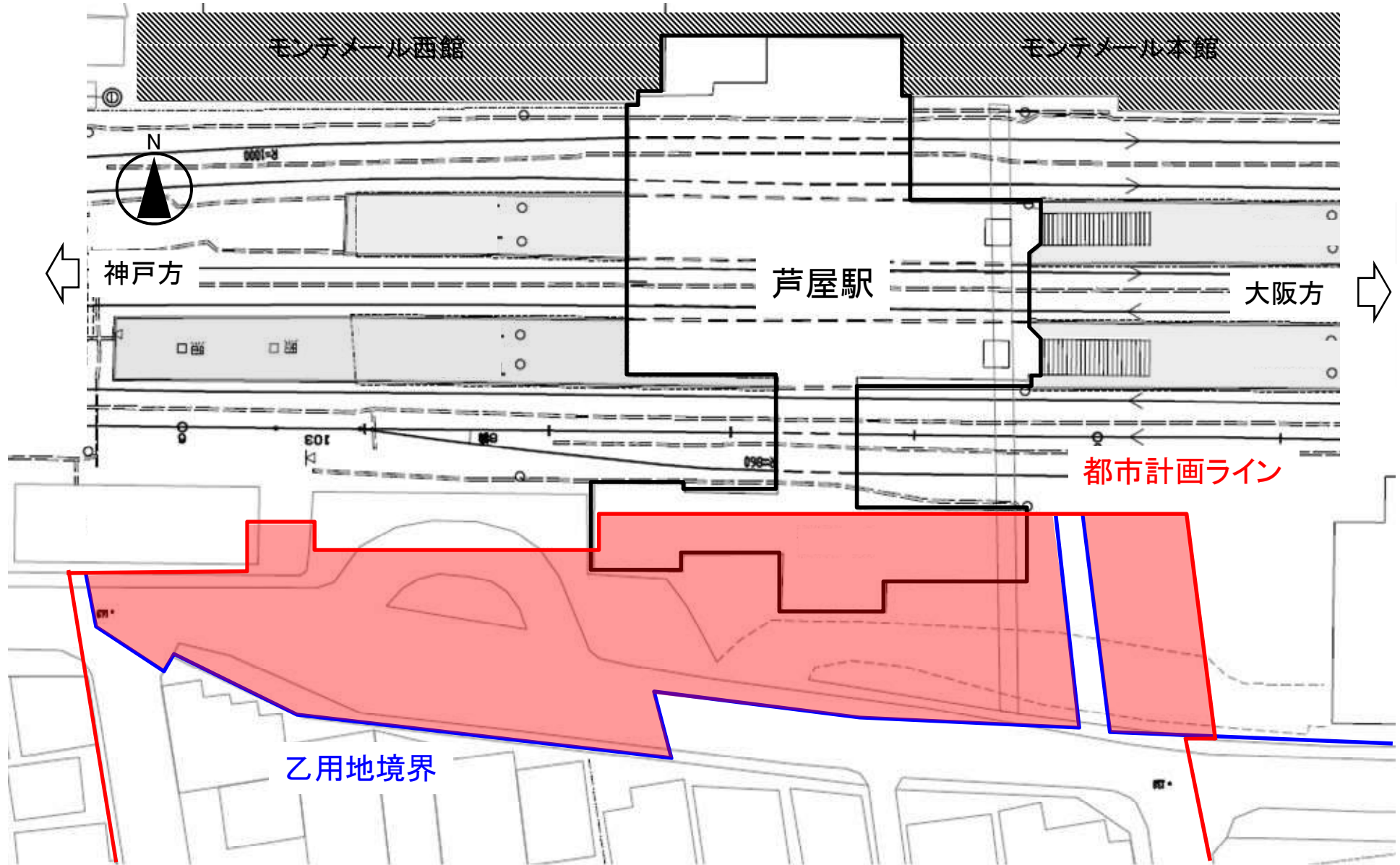
■ 鉄道施設

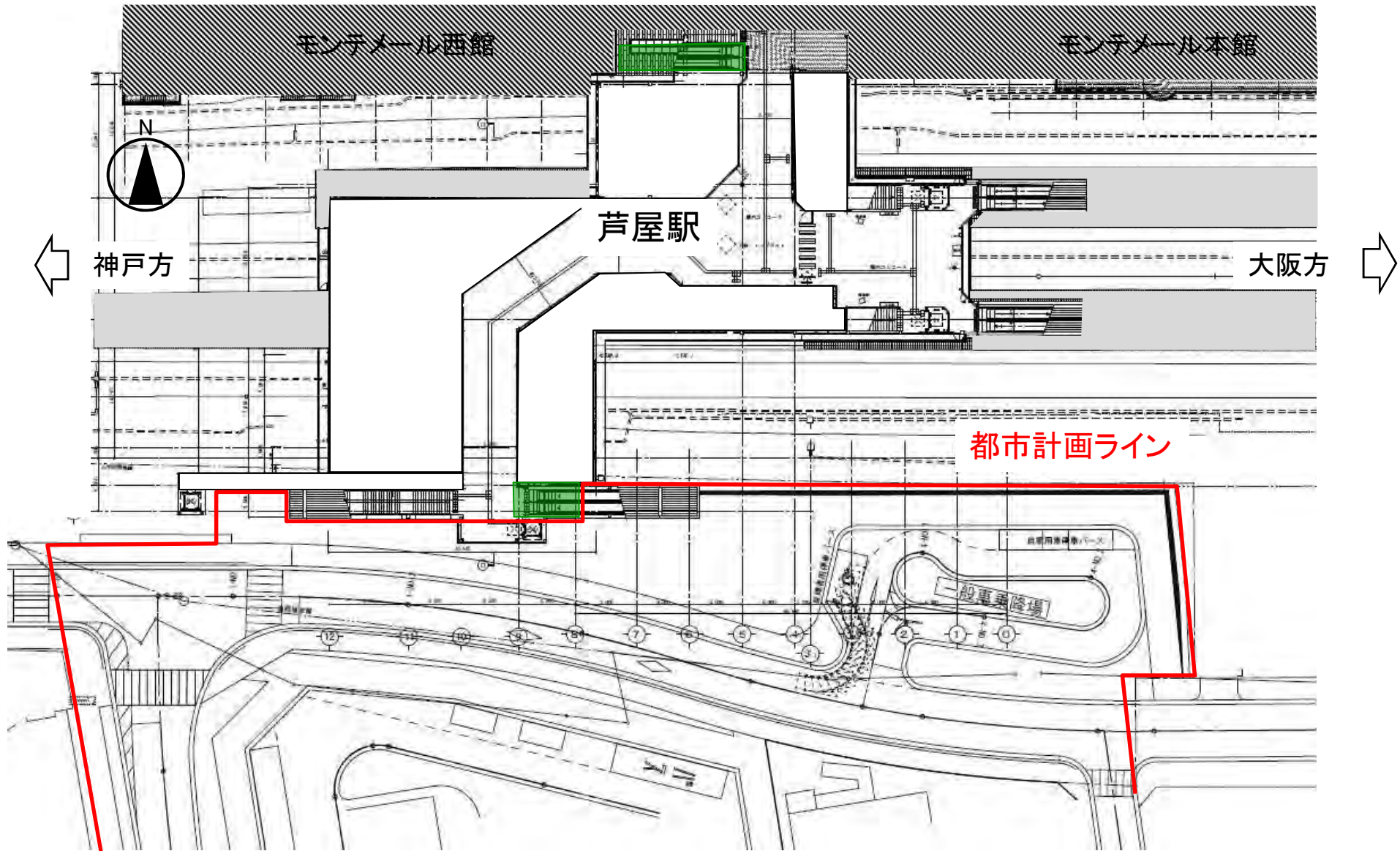
■ 都市施設

工事費概算額調書

(単位:千円)

		総額	鉄道施設			都市施設
			支障移転	駅改良	都市施設工事 支障移転	
工事費	土木・軌道	40,460	40,295	165	0	0
	建築	2,532,078	1,379,660	988,664	78,842	84,912
	機械	454,516	78,060	190,533	0	185,923
	電気	715,792	314,924	349,612	26,511	24,745
	小計	3,742,846	1,812,939	1,528,974	105,353	295,580
付帯費		187,142	90,647	76,448	5,269	14,778
管理費		275,100	133,251	112,380	7,744	21,725
中計		4,205,088	2,036,837	1,717,802	118,366	332,083
消費税		26,566	—	—	—	26,566
計		4,231,654	2,036,837	1,717,802	118,366	358,649
費用負担	甲負担	3,659,053	2,036,837	1,145,201 (2/3)	118,366	358,649
	乙負担	572,601	—	572,601 (1/3)	—	—





※この図は協定書締結時のものであり、詳細設計等により変更する場合があります

■ 甲が無償使用する乙用地